

事業系



ごみ減量

大作戦！！

TOPICS

1. 展開検査の結果について
2. ごみの分別で間違いやすいもの
3. 従業員向けごみ分別講習会実施について
4. 電子マニフェスト導入について

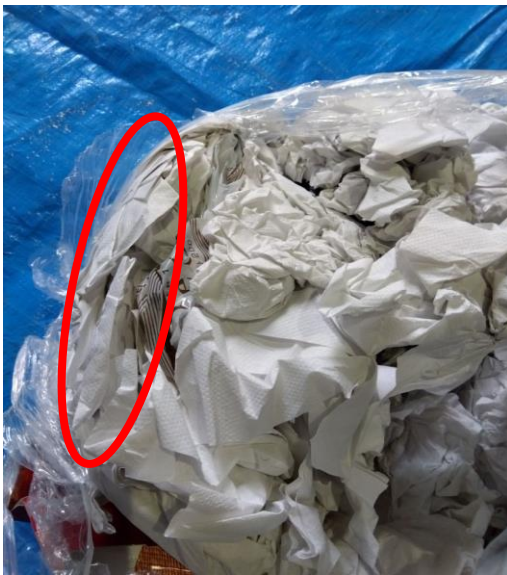
1

展開検査の結果について

今年度焼却施設にて行った展開検査の結果、不適正排出がありましたので、正しい分別とともに紹介します。



紙コップ、紙皿、紙製容器包装（お菓子の箱）、ティッシュなどの一般廃棄物と、プラ製容器やプラカップなどといった産業廃棄物が混ざっています。



同じ袋に「紙ナプキン」と「紙ナプキンが入っていたプラ製の袋」が混入しています。混入していることで産廃の料金が徴収されます。紙ナプキンは一般廃棄物、袋は産業廃棄物になります。



展開検査とは？

展開検査とは、運ばれたごみをすべてプラットホーム内で地面に広げ、手作業で不適物が入っていないか確認する検査です。恵庭市では定期的に焼却施設で展開検査を行い、不適正排出がないか確認しています。不適正排出が確認された場合は、ごみを持ち帰って再分別していただくこともあります。

2 ごみの分類で間違いやすいもの

ごみを捨てる時、一般廃棄物か産業廃棄物か、また、可燃か不燃かで迷うことが多々あるかと思います。
ごみの分別で間違いやすいものについて紹介します。

繊維工場・建築業以外の工場から出る衣類

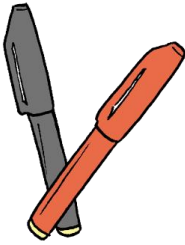


100%天然繊維の場合・・・**一般廃棄物可燃**

合成繊維を含む場合(ポリエステル・ナイロンなど)
・・・**産業廃棄物可燃**

※**40cm角未満**かつ**金属部分は取り除くこと**

プラスチック製の製品



40cm角未満のもの

産業廃棄物可燃

焼却処理



40cm角以上のもの

産業廃棄物不燃

埋立処理



焼却施設ではごみクレーンでごみをつかんで、ごみを燃やす投入口にごみを入れるのですが、投入口の大きさの問題で40cm角以上のものが受け入れできません。

また、ロープ・ひも状のものは焼却施設の投入口からひもが垂れ下がってほかのごみに火が燃え移る可能性があるため2m未満にして捨てるようにしてください。

お手数ですが、最終処分場への直接埋立量を減らすため、可能な限り、40cm角未満、2m未満にしてくださいようお願いします。

3 従業員向けごみ分別講習会実施について

恵庭市廃棄物管理課では従業員の
方々向けに事業系のごみ分別講習会
を実施しています。職員が事業所に行
き、約30分程度の講習会となります。

ご希望される場合は、廃棄物管理課
までご連絡ください！

ごみの分別について



4 電子マニフェストについて

■令和7年度期中から電子マニフェスト
導入に向けた検討をしています。

導入によるメリット

- ・事務処理の効率化
- ・法令順守とミスの防止
- ・データの透明性
- ・保管が不要
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書が不要

■電子マニフェスト導入後も今までどおり
紙マニフェストも対応できます。

電子マニフェストと紙マニフェストの運用の違い
電子マニフェスト導入による事務作業削減効果
●電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの 交付・回収	産業物を収集運搬業者、または処分 業者に引渡した日から3日以内に白 色印刷の年次半期表を定め、電子マ ニフェスト情報センターに登録 （※3日以内とは、産業物を引渡しの日を 含まない以下期間）	産業物を収集運搬業者、または処分 業者に引渡しと同時にマニフェス トを交付
処理終了確認	情報処理センターからの登録終了 報告、および終了報告、登録が完了 報告の通知（電子メール等）により 確認	①登録終了報告（B2票とA票を照 合して確認） ②処分終了報告（D票とA票を照 合して確認） ③最終処分終了報告（E票とA票を 照合して確認）
マニフェストの 保存	マニフェストの保存が不要（情報処 理センターが保存、5年分は常時保 存可能）	①交付したマニフェストA票を5年 間保存 ②収集運搬業者および処分業者よ り送付されたB2票、D票、E票を 5年間保存
産業廃棄物管理票 交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令 市に報告するため、報告が不要	都道府県・政令市に自ら報告
廃棄終了報告	廃棄終了日から3日以内（土日祝日 及び年末年始を含まない）に、必要 事項を入力して情報処理センター に報告	廃棄終了日から10日以内に、必要 事項を記載したB2票を排出事業者 に送付
マニフェストの 保存	マニフェストの保存が不要（情報処 理センターが保存、5年分は常時保 存可能）	処分業者より送付されたC2票を5 年間保存
処分終了報告	処分終了日から3日以内（土日祝日 及び年末年始を含まない）に、必要 事項を入力して情報処理センター に報告	処分終了日から10日以内に、必要 事項を記載したC2票を収集運搬業 者、D票・E票を排出事業者に送付
マニフェストの 保存	マニフェストの保存が不要（情報処 理センターが保存、5年分は常時保 存可能）	C1票を5年間保存

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JVセンター）電子マニフェストガイドブックから抜粋



電子マニフェストについてのリーフレット
ガイドブックはこちらをご覧ください！

アンケートご協力をお願い！！

事業系ごみ減量大作戦を
より良いものにするために
皆様の意見をお聞かせください！

右の2次元コードを読み取るか以下の
URLにアクセスし回答をお願いします。

<https://www.harp.lg.jp/dIAMJ2lk>



アンケート回答先

第2回ごみ減量大作戦の時は回答件
数が0件でしたので回答をお願いし
ます！！



発行元

恵庭市生活環境部ゼロカーボン推進室廃棄物管理課

TEL:0123-33-3131 FAX:0123-33-3137

MAIL:haikibutsu@city.eniwa.hokkaido.jp

恵庭市公式
YouTube

